

(別紙)

青森県災害救助法施行細則の一部改正の趣旨

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第3条第1項及び第5条により、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ都道府県知事がこれを定めることとされている。

本県においては、内閣総理大臣が定める「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日内閣府告示第228号）」に従い、青森県災害救助法施行細則においてその具体的な内容を定めているところである。

1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正（平成29年3月31日内閣府告示第535号）を踏まえ、青森県災害救助法施行細則の一部を改正するものである。

（1）令和8年度組織改正による危機管理局への移管に伴い、細則第15条に定める、市町村が繰替支弁した際の払戻請求書（第十四号様式）の提出方法について、改めるものである。

（2）法及び令の一部改正による、救助の種類に福祉サービス追加に伴い、救助の項目及び救助を実施する職種が追加されたことから、細則の別表第一の救助項目及び別表第二の救助実施者の範囲を改めるものである。

（3）国基準第14条第1号の規定により、令第4条第1号から第5号までに規定する者の日当については、法第7条第1項の規定に基づいて救助に関する業務への従事命令を出した都道府県知事等が、当該都道府県等の常勤の職員で、当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めることとされていることから、給与実態等に照らし、細則の別表第二の一の1に定める日当の額を改めるものである。

< 改正箇所 >

青森県災害救助法施行細則

現 行	改 正 案
(繰替支弁の払戻請求) 第十五条 市町村は、法第三十条の規定により一時繰替支弁をしたときは、直ちにその払戻請求書(第十四号様式) <u>二</u> <u>通</u> に証拠書類を添えて <u>所轄の福祉事務所の長</u> を経て知事に提出しなければならない。	(繰替支弁の払戻請求) 第十五条 市町村は、法第三十条の規定により一時繰替支弁をしたときは、直ちにその払戻請求書(第十四号様式)に証拠書類を添えて知事に提出しなければならない。
別表第一(第二条関係) 一 避難所及び応急仮設住宅の供与 1 避難所 (一)～(三) 略	別表第一(第二条関係) 一 避難所及び応急仮設住宅の供与 1 避難所 (一)～(三) 略

<p>(四) <u>高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)</u>であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な経費について当該地域において平常時に要すると認められる額を(三)の額に加算する。</p> <p>(五)・(六) 略</p> <p>2 応急仮設住宅</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 建設型応急住宅の設置については、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>高齢者等</u>であつて日常生活において特別な配慮を必要とするもののため、老人居宅介護等事業等を実施しやすい構造及び設備を有する施設であつて複数の当該者に供与するもの(以下「福祉仮設住宅」という。)を建設型応急住宅として設置することがある。この場合における福祉仮設住宅の部屋数は、建設型応急住宅の設置戸数とみなす。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(三) 略</p> <p>二～五 略</p>	<p>(四) <u>法第二条第二項の規定に基づき、福祉避難所(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであつて、災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)第二十条の六第一号から第五号までに定める基準に適合する避難所をいう。)</u>を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な経費について当該地域において平常時に要すると認められる額を(三)の額に加算する。</p> <p>(五)・(六) 略</p> <p>2 応急仮設住宅</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 建設型応急住宅の設置については、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>高齢者、障害者等</u>であつて日常生活において特別な配慮を必要とするもののため、老人居宅介護等事業等を実施しやすい構造及び設備を有する施設であつて複数の当該者に供与するもの(以下「福祉仮設住宅」という。)を建設型応急住宅として設置することがある。この場合における福祉仮設住宅の部屋数は、建設型応急住宅の設置戸数とみなす。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(三) 略</p> <p>二～五 略</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>六 福祉サービスの提供</p> <p>1 <u>福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者(以下「災害時要配慮者」という。)</u>に対して、<u>応急的に処置する。</u></p> <p>2 福祉サービスの提供は、<u>法第三条に</u></p>

	<p><u>規定する都道府県知事等又は法第十一条に規定する災害発生市町村等の長からの要請を受けて行う。</u></p> <p><u>3 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行う。</u></p> <p><u>(一) 災害時要配慮者に関する情報の把握</u></p> <p><u>(二) 災害時要配慮者からの相談対応</u></p> <p><u>(三) 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援</u></p> <p><u>(四) 災害時要配慮者の避難所への誘導</u></p> <p><u>(五) 福祉避難所の設置(法第二条第二項の規定に基づき設置する場合を除く。)</u></p> <p><u>4 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、3の(一)から(四)までの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域において平常時に要すると認められる額とし、3の(五)の場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費又は仮設便所等の設置費として当該地域において平常時に要すると認められる額とする。</u></p> <p><u>5 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。</u></p>
<p><u>六</u> 被災した住宅の応急修理 1～3 略</p>	<p><u>七</u> 被災した住宅の応急修理 1～3 略</p>
<p><u>七</u> 生業に必要な資金の貸与 1～5 略</p>	<p><u>八</u> 生業に必要な資金の貸与 1～5 略</p>
<p><u>八</u> 学用品の給与 1～4 略</p>	<p><u>九</u> 学用品の給与 1～4 略</p>
<p><u>九</u> 埋葬 1～4 略</p>	<p><u>十</u> 埋葬 1～4 略</p>
<p><u>十</u> 死体の捜索及び処理 1、2 略</p>	<p><u>十一</u> 死体の捜索及び処理 1、2 略</p>
<p><u>十一</u> 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下</p>	<p><u>十二</u> 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下</p>

<p>「障害物」という。)の除去 1～3 略</p>	<p>「障害物」という。)の除去 1～3 略</p>
<p><u>十二</u> 救助のため輸送費及び賃金職員等 雇上費 1 救助のための輸送費及び賃金職員等 雇上費として支出できるのは、次に掲 げる場合とする。 (一)～(三) 略 <u>(新設)</u> <u>(四) 飲料水の供給</u> <u>(五)～(七) 略</u> 2、3 略</p>	<p><u>十三</u> 救助のための輸送費及び賃金職員 等雇上費 1 救助のための輸送費及び賃金職員等 雇上費として支出できるのは、次に掲 げる場合とする。 (一)～(三) 略 <u>(四) 福祉サービスの提供</u> <u>(五) 炊き出しその他による食品の給 与及び飲料水の供給</u> <u>(六)～(八) 略</u> 2、3 略</p>
<p>別表第二(第十三条関係)</p> <p>一 災害救助法施行令第四条第一号から <u>第四号</u>までに規定する者 1 日当(午前八時三十分から午後五時 までの間において業務に従事した場 合の報酬) (一) 医師及び歯科医師 一人一日当 たり <u>二万四千三百円以内</u> (二) 薬剤師、診療放射線技師、臨床 検査技師、臨床工学技士及び歯科 衛生士 一人一日当たり <u>一万五 千五百円以内</u> (三) 保健師、助産師、看護師及び准 看護師 一人一日当たり <u>一万四 千五百円以内</u> (四) 略 <u>(新設)</u></p>	<p>別表第二(第十三条関係)</p> <p>一 災害救助法施行令第四条第一号から <u>第五号</u>までに規定する者 1 日当(午前八時三十分から午後五時 までの間において業務に従事した場 合の報酬) (一) 医師及び歯科医師 一人一日当 たり <u>二万四千元以内</u> (二) 薬剤師、<u>栄養士、管理栄養士、</u> 診療放射線技師、臨床検査技師、 <u>理学療法士、作業療法士、臨床工 学技士、言語聴覚士、歯科衛生士</u> <u>及び歯科技工士</u> 一人一日当たり <u>一万五千八百円以内</u> (三) 保健師、助産師、看護師及び准 看護師 一人一日当たり <u>一万四 千六百円以内</u> (四) 略 <u>(五) 保育士、社会福祉士、介護福祉 士、介護支援専門員、精神保健福 祉士、公認心理師及び障害者の日 常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律に基づく指定計 画相談支援の事業の人員及び運営 に関する基準(平成二十四年厚生労 働省令第二十八号)第三条第一項又 は児童福祉法に基づく指定障害児 相談支援の事業の人員及び運営に 関する基準(平成二十四年厚生労働 省令第二十九号)第三条第一項に規</u></p>

(五) 土木技術者及び建築技術者 一人一日当たり 一万五千三百円以内

(六) 大工 一人一日当たり 二万九千六百円以内

(七) 左官 一人一日当たり 三万百円以内

(八) とび職 一人一日当たり 二万八千九百円以内

2・3 略

二 災害救助法施行令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。

定する相談支援専門員 一人一日当たり 一万五千五百円以内

(六) 土木技術者及び建築技術者 一人一日当たり 一万五千五百円以内

(七) 大工 一人一日当たり 三万七百元以内

(八) 左官 一人一日当たり 三万二千二百円以内

(九) とび職 一人一日当たり 三万円以内

2・3 略

二 災害救助法施行令第四条第六号から第十一号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。